

———— ソーシャルボンド・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. ————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルボンド・フレームワーク評価の結果を公表します。

## 国立大学法人 東京大学の ソーシャルボンド・フレームワークに Social 1(F)を付与

評価対象： 国立大学法人 東京大学  
ソーシャルボンド・フレームワーク

### <ソーシャルボンド・フレームワーク評価結果>

総合評価	Social 1 (F)
ソーシャル性評価（資金使途）	s1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

## 第1章: 評価の概要

国立大学法人東京大学は、1877年に国内最初の大学として創立され、日本の近代国家建設の歩みに貢献しつつ学術を先導してきた。2003年には、自律的環境下での裁量拡大が図られた法人化を見据えて「東京大学憲章」を制定し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指すことを決意した。そして、2015年10月には「東京大学ビジョン2020」を、2017年6月には「指定国立大学法人構想」を策定し、真の「経営体」に向けて、国際連合によるSDGs（Sustainable Development Goals）を活用し、知識集約型社会への転換を主導していく機能の強化を図ってきた。「経営体」になるとは、大学が価値を有する知識や資源を生み出し、その対価として多様な形の資金を得ることができる組織へと生まれ変わることである。2017年7月には、指定国立大学法人構想を実現する司令塔として、総長を本部長とする「未来社会協創推進本部（FSI）」を設置した。また2020年には、五神前総長が委員を務める文部科学省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において、社会変革の原動力である国立大学の経営裁量の自由度を高め、機能を拡張する手段の一つとして、国立大学法人の長期借入・債券発行に係る要件緩和を求めた。その結果、同年6月には関連法令が改正され、当該要件が緩和されるに至った。2021年度には藤井総長のもと、目指すべき理念や方向性をめぐる基本方針として「UTokyo Compass」を打ち出し、その基本理念に掲げる3つの視点（「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」）と「自律的で創造的な経営力の確立」の観点から目標と行動計画を定め、更なる取り組みを進めている。

今般の評価対象は、東京大学が債券発行による調達資金の用途を社会改善効果の大きいプロジェクトに限定するため、2020年9月に策定し2021年11月に改定したソーシャルボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークに基づく調達資金は、国立大学法人の長期借入・債券発行に係る要件緩和を活用し、「東京大学 FSI 事業」として特定された新規投資に全額充当される予定である。当該事業は、東京大学が知識集約型社会およびSDGsに資する教育・研究を推進するものである。また、東京大学の上記要件緩和を活用した資金調達は、国立大学法人としての財源多様化を意味し、経営裁量の自由度を高め、教育・研究機能の向上につながる。これらのことから、JCRは、本フレームワークに基づく資金使途は社会改善効果が大きいと評価している。当該資金使途は、ソーシャルボンド原則（2021年版）<sup>1</sup>のプロジェクト分類のうち「必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）」に該当し、社会改善効果をもたらす対象となる人々は、東京大学の研究者および学生に加え、東京大学のSDGs等に資する研究の成果によって裨益する人々である。SDGsにおいては、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、そしてSDGs全般への貢献が期待される。また、我が国の科学技術イノベーションに係る政策とも整合的である。なおJCRは、本フレームワークの資金使途が教育・研究施設の建設、建物の改修等を主としており、環境・社会面におけるネガティブなリスクは想定されないと評価している。また、建設工事等に際して労働者の安全面にも適切な配慮を行う体制となっていることを確認した。

JCRは、東京大学が本フレームワークに基づく債券発行を通じて実現しようとする目標として、東京大学憲章の掲げる「学術の基本目標」、そして「世界の公共性に奉仕する大学」とも整合する、知識集約型社会およびSDGsに資する教育・研究機能の強化を企図していることを確認した。また、東京大学の定める選定基準は、それらを満たすプロジェクトにおいて、知識集約型社会およびSDGsに資する教育・研究の進展が期待されることから、当該目標に照らして適切である。さらに、プロジェクトの選定プロセスは、専門的知見を有した組織によって候補プロジェクトが選定され、最終決定は経営層が行っていることから適切である。なお、上記の目標、選定基準およびプロセスは、それらを明示した本フレームワークが東京大学のウェブサイト上で開示されるほか、本評価レポートを通しても開示されることから、投資家に対する透明性が確保されている。資金管理については、調達資金の充当計画が適切に策定され、その下で当該資金が確実にソーシャルプロジェクトへ充当されること、未充当資金が発生した場合には適切に管理・運用されること、そして資金充当状況の追跡管理とその内部統制が適切に図られていることから、妥当であり透明性も高い。また、レポートングについては、資金の充当状況と社会改善効果のどちらも、投資家に対して適切に開示される計画である。さらに、組織の社会的課題への取り組みについては、東京大学では経営層が社会的課題等を優先度の高い重要課題と捉えており、また本フレームワークにつき専門部署との協議を踏まえて明確な選定基準等が構築され、資金調達担当理事の決裁を以て策定されている。以上より、JCRは本フレームワークに基づく資金調達について、管理・運営体制が適切であり、透明性も確保されていると評価している。

これらの結果、JCRは本フレームワークについて、JCRソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1 (F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1 (F)”とし、「JCRソーシャルボンド・フレームワーク評価」を“Social 1 (F)”とした。本フレームワークは、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を十分に満たしており<sup>2</sup>、SDGsおよび日本政府のSDGsに対する具体的施策にも合致すると考えられる。

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) Social Bond Principles 2021  
(<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Social-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>)

<sup>2</sup> ソーシャルボンド原則は、国際資本市場協会 (ICMA) が自主的に公表している「原則」であって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもない。しかし、現時点でグローバルに広く参照されている原則であることから、同原則への適合性を確認する。

## 第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ1:ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:ソーシャル性評価は、最上位である『s1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な社会改善効果をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。最後に、資金使途において社会・環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### <資金使途に係る本フレームワーク>

ソーシャルボンドで調達した資金は、以下の適格クライテリアを満たす新規のプロジェクトに充当することを想定している。

- ・知識集約型社会及びSDGsに資する教育・研究に係る投資であること。
- ・2020年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第八条第四号に該当するもの。
- ・東京大学のFSI構想から導き出された「東京大学FSI事業」として特定されたもの。

##### (事業概要)

「東京大学FSI事業」は、東京大学憲章に示した「世界の公共性に奉仕する大学」としての使命を踏まえ、地球と人類社会の未来への貢献に向けた協創を効果的に推進することを目的として実施するものである。

##### (事業内容)

東京大学の行動指針である「UTokyo Compass」に示された、世界最高水準の教育・研究を目指す総合大学として、知の接続機能をもつ拠点としての役割を果たすための先端的研究施設設備の整備、および未来を築く卓越した人材を輩出し、全ての構成員が安心して活動できる多様性と包摂性を合わせもった「誰もが来たくなる大学」にふさわしいキャンパス実現に向けた環境整備を推進する。

##### <本フレームワークに対するJCRの評価>

#### a. プロジェクトの社会改善効果について

- 資金使途として本フレームワークで掲げられたプロジェクトは、東京大学が知識集約型社会およびSDGsに資する教育・研究を推進する新規投資である。また、東京大学の国立大学法人法施行令第八条第四号<sup>3</sup>を活用した資金調達は、国立大学法人としての財源多様化を意味し、経営裁量の自由度を高め、教育・研究機能の向上につながる。これらのことから、JCRは、本フレームワークに基づく資金使途の100%が社会改善効果の大きいプロジェクトであると評価している。

<sup>3</sup> 「(前略) 国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第三十四条の三第二項に規定する業務上の余裕金をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの」

日本政府の「SDGs 実施指針改定版」(2019年SDGs推進本部幹事会決定)は、「研究機関による学術研究や科学技術イノベーション」が「SDGs 達成の手段として大きな役割を果たしうる」としている。一方、「第5期科学技術基本計画」(2016年閣議決定)は、「超スマート社会」を「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義した上で、世界に先駆けたその実現に向けて、「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく」という意味を込めた「Society 5.0」を、強力に推進するとしていた<sup>4</sup>。

これら SDGs・Society 5.0 と科学技術イノベーションに関して、「SDGs アクションプラン 2021」(2020年SDGs推進本部決定)は、SDGs 実施指針の8つの優先課題のうち「3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」に関する取り組みとして、「SDGs 達成のための科学技術イノベーション(STI for SDGs)の推進」を挙げているほか、「Society 5.0の実現を目指してきた従来の取組を更に進める」としている。また、「Society 5.0 実現化研究拠点支援事業」により、「知恵・情報・技術・人材が高い水準でそろった大学等」を対象に「Society 5.0の実証・課題解決の先端中核拠点を創成」するとしている。

同様に、「統合イノベーション戦略 2020」(2020年閣議決定)も、「目指すべき将来像」として、「Society 5.0 実現に必要な STI を活用し、国連が定めた SDGs の 17 の目標の達成に向けて、世界最高水準の取組を推進」するとともに、「我が国の STI を国際展開し、世界の『STI for SDGs』活動を牽引」するとしていたほか、「大学や国研が、自らの努力によって、組織や経営の改善・強化を行い、知識集約型産業を生み出すイノベーション・エコシステムの中核になる」としていた。

また、「成長戦略実行計画」(2019年閣議決定)は、「第4次産業革命に合わせて『組織』と『人』の変革を進められるかどうか、付加価値の創出による労働生産性上昇を実現できるかどうかを左右する」とした上で、人の変革について、「大学は、知識集約型社会における付加価値の源泉となる多様な知を有しており、大学の役割を拡張し、変革の原動力として活用する」としていた。

東京大学は、国立大学法人の長期借入・債券発行に係る要件緩和を活用した「東京大学 FSI 事業」の推進を通じて、SDGs や Society 5.0、知識集約型社会の実現に向けた主導的な役割を担うことにより、日本の科学技術の発展および地球規模の社会・環境課題の解決に貢献することが期待される。

- ii. 本フレームワークの資金使途は、ソーシャルボンド原則におけるプロジェクト分類のうち、「必要不可欠なサービスへのアクセス(教育)」に該当し、社会改善効果をもたらす対象となる人々は、東京大学の研究者および学生に加え、東京大学の SDGs 等に資する研究の成果によって裨益する人々である。

<sup>4</sup> その後、Society 5.0 について内閣府ウェブサイトでは、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」と定義されている。また、「第6期科学技術イノベーション基本計画」(2021年閣議決定)は、「SDGs と軌を一にしながらも、そこに『信頼』や『分かち合い』を重んじる我が国独特の価値観を重ね、我が国の信頼性の高い科学研究や技術力、更には極めて質の高い社会データの存在と結びつけ、20世紀の負の遺産を超えた我が国の未来社会像として Society 5.0 を世界に示していかなければならない。」としている。

## b. SDGs との整合性について

JCR は、国際資本市場協会 (ICMA) の SDGs マッピングを参考にしつつ、本フレームワークの資金使途が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価している。さらに、具体的な各プロジェクトの内容に応じて、SDGs 全般への貢献も期待される。



### 目標 4：質の高い教育をみんなに

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

**ターゲット 4.3** 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。



### 目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。

**ターゲット 9.5** 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

また前述の通り、本フレームワークの資金使途は、日本政府が SDGs 達成目標として掲げる「SDGs アクションプラン 2021」のうち、以下の項目に整合していることを確認した。

「SDGs 実施指針」の 8 分野に関する取り組みの具体化・拡充策		
施策概要		ターゲット
③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	SDGs 達成のための科学技術イノベーション (STI for SDGs)の推進	

## c. 環境・社会的リスクへの対応について

<環境・社会的リスクへの対応に係る本フレームワーク>

東京大学の資金使途は、教育・研究施設の建設、建物の改修等を主としており、深刻な環境・社会への負の影響は想定されない。ただし、建設・改修工事等の実施に際しては、その安全な実施に努め、労働者の安全管理について、施工業者に必要な配慮を求めることとする。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

JCR は、本フレームワークの資金使途が教育・研究施設の建設、建物の改修等を主としており、環境・社会面におけるネガティブなリスクは想定されないと評価している。また、建設工事等に際しては、労働者の安全面にも適切な配慮を行う体制となっていることを確認した。



## 評価フェーズ 2 : 管理・運営・透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制が整備され、透明性も高く、計画通りの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1 (F)』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達を通じて実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、並びに一連のプロセスが適切に投資家等へ開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. 目標

###### <目標に係る本フレームワーク>

東京大学は、1877 年に国内最初の大学として創立され、日本の近代国家建設の歩みに貢献しつつ学術を先導してきた。2003 年には、自律的環境下での裁量拡大が図られた法人化を見据え、東京大学憲章を制定し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指すことを決意した。

東京大学は、東京大学憲章において、学術の基本目標について、学問の自由にに基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることと定めた。同時に、研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努めるとした。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流していく。

東京大学は、学術研究インフラであるキャンパス等の改修・更新及び先端的な教育研究環境の整備に必要な資金をソーシャルボンドによって調達することを目的に、本フレームワークを策定した。資金充当プロジェクトの実施により、知識集約型社会への変革を担い、日本の高等教育・研究を一層牽引し、ひいてはその研究成果を広く社会に還元することを企図している。

###### <本フレームワークに対する JCR の評価>

JCR は、東京大学が本フレームワークに基づく債券発行を通じて実現しようとする目標として、東京大学憲章の掲げる「学術の基本目標」、そして「世界の公共性に奉仕する大学」とも整合する、知識集約型社会および SDGs に資する教育・研究機能の強化を企図していることを確認した。

##### b. 選定基準

評価フェーズ 1 の資金使途で示された選定基準は、それらを満たすプロジェクトにおいて、評価フェーズ 1 で確認したような知識集約型社会および SDGs に資する教育・研究の進展が期待されることから、上記目標に照らして適切であると JCR は評価している。

## c. プロセス

### <選定プロセスに係る本フレームワーク>

ソーシャル適格プロジェクトは、FSI が候補プロジェクトを選定し、当該案について予算委員会、経営協議会で審議の後、役員会で議決を行う。対象プロジェクトの選定にあたっては、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たしているか否かを確認する。

### <本フレームワークに対する JCR の評価>

FSI の中核的組織として位置付けられている「東京大学未来ビジョン研究センター」は、SDGs の実現をはじめ持続可能な未来社会を創造するために、未来社会の諸課題に関する政策・社会提言ならびにそのための社会連携研究を行っている。JCR は、専門的知見を有した組織によって候補プロジェクトが選定され、最終決定は経営層が行っていることから、選定プロセスは適切であると評価している。

なお、上記の目標、選定基準およびプロセスは、それらを明示した本フレームワークが東京大学のウェブサイト上で開示されるほか、本評価レポートを通しても開示されることから、投資家に対する透明性が確保されていると JCR は評価している。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本フレームワークに基づき調達された資金が確実にソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、本フレームワークに基づき調達した資金が、早期にソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理に係る本フレームワーク>

ソーシャルボンドによる調達資金は、東京大学の財務会計システムにより入出金管理を行う。入出金は対象部署の財務担当者がシステムに入力し、経理責任者が承認する体制である。また、ソーシャルボンドによる資金充当状況に係る帳簿は、財務会計システムより年に一回出力した上で永年保管の予定である。

東京大学においては、各部署における月次の財務状況を経理責任者から財務部長に報告している。また、ソーシャルボンドの入出金を含む財務状況全般について、年に一度、監査法人による会計監査を受けることとなっている。

ソーシャルボンドによる調達資金の未充当金は、現金または現金同等物にて管理・運用する予定である。ソーシャルボンドの充当対象施設が火災等災害により滅失した場合は、保険金により当該設備を復旧の予定である。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

東京大学は、本フレームワークに基づく調達資金の充当時期について、債券発行の都度投資家へ示す予定である。JCR は、調達資金の充当計画が適切に策定され、その下で当該資金が確実にソーシャルプロジェクトへ充当されること、未充当資金が発生した場合には適切に管理・運用されること、そして資金充当状況の追跡管理とその内部統制が適切に図られていることから、資金管理は妥当であり透明性も高いと評価している。



### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <レポーティングに係る本フレームワーク>

東京大学は、以下のレポーティングを実施する。

##### (1) 資金の充当状況に係るレポーティング

ソーシャルボンドにより調達した資金の充当状況について、以下を開示予定である。

① 充当したプロジェクトのリスト

② 充当金額

③ 未充当残高（償還までの間に資金充当対象設備を売却し再充当の必要がある場合を含む）  
資金充当状況については、東京大学のウェブサイトにて資金充当完了まで年次で投資家等へ開示予定である。

##### (2) インパクト・レポーティング

東京大学は、ソーシャルボンドにより実現する事業のインパクトを測定する重要指標（Key Performance Indicators）として、以下の項目を特定した。

##### <アウトプット指標>

- ・ 対象となるプロジェクトにおいて取得した土地、設置・整備した施設、設置した設備

##### <アウトカム指標>

- ・ ソーシャルプロジェクトに関与する研究者数及び学生数
- ・ ソーシャルプロジェクトに係る学術論文数及び単位取得数

##### <インパクト（定性目標）>

- ・ 知識集約型社会及び SDGs への貢献

上記指標を含むインパクト・レポーティングとして、東京大学は事業報告書及びウェブサイト  
で、その研究活動内容等を年に一回公表する予定である。

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

東京大学は、資金の充当状況について、償還までに再充当が必要となるような大きな変更が生じた場合には、再充当完了まで開示する予定である。また、東京大学が開示を予定している重要指標は、アウトプット・アウトカム・インパクトの三段階に分けられ、そのうちアウトプット・アウトカムは定量的であり、「東京大学 FSI 事業」に係る施設の設置等による社会改善効果を示すのに適切である。

JCR は、資金の充当状況および社会改善効果のレポーティングについて、投資家に対して適切に開示される計画であると評価している。

## 4. 組織の社会的課題への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が社会的課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、社会的課題を含むサステナビリティの推進を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、ソーシャルボンド発行方針・プロセス、ソーシャルプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

東京大学は、1877 年に国内最初の大学として創立され、日本の近代国家建設の歩みに貢献しつつ学術を先導してきた。2003 年には、自律的環境下での裁量拡大が図られた法人化を見据えて「東京大学憲章」を制定し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指すことを決意した。

2015 年 6 月、文部科学大臣は厳しい国家財政を背景に、経営的視点で大学運営を行うこと、運営費交付金依存の体質から脱却すること等が記載された「国立大学経営力戦略」を提示した。それを受け、東京大学は同年 10 月に「東京大学ビジョン 2020」を、2017 年 6 月には「指定国立大学法人構想調書」を作成・公表し、真の「経営体」に向けて様々な改革を打ち出した。「経営体」になるとは、大学が価値を有する知識や資源を生み出し、その対価として多様な形の資金を得ることができる組織へと生まれ変わることである。

「東京大学ビジョン 2020」は、2020 年度に至る五神前総長の任期中における行動指針である。東京大学が「知の協創の世界拠点」としての使命を担うための基本理念として「卓越性と多様性の相互連環」を掲げ、研究・教育・社会連携・運営の 4 つの「ビジョン」およびそれを実現するための「アクション」で構成される。東京大学の多様な知の蓄積や人材ネットワークを最大限に活用することで、ものづくり力や基礎学力などの日本の強みを活かし、知識集約型社会への転換を主導していく機能の強化を図った。

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 28 年法第 38 号）による指定国立大学法人制度の創設にあたり、東京大学はその構想策定プロセスを契機として東京大学ビジョン 2020 を拡張するため申請を行い、2017 年 6 月 30 日付で文部科学大臣の指定を受けた。構想の主題は、国際連合による SDGs を活用し、地球と人類社会の未来に貢献することである。学内外の多様な人々の協働でより良い社会に向けた駆動力を生み出していくには、共感性の高い社会・経済のビジョンが必要であり、東京大学はそのビジョンとして SDGs を活用することとした。

2017 年 7 月には、指定国立大学法人の構想を実現する司令塔として、総長を本部長とする FSI を設置した。FSI は、SDGs を活用して共通の未来社会ビジョンを学内外で広げるとともに、学際融合分野・新分野の創出、キャンパスのグローバル化、多様なセクターとの協働などを効果的に推進する新たな仕組みである。SDGs に基づき学内の教育・研究活動を可視化する FSI の登録プロジェクト制度では、2021 年 10 月 1 日現在で登録数が 209 プロジェクトとなっている。

東京大学は、真の「経営体」となるべく様々な改革を進めてきた。一方、国立大学法人を支える法制度は旧態依然とし、それに加えて運営費交付金の削減が進んだこと等により、国立大学の国際競争力の喪失が生じてきた。

こうした状況を改善すべく、2020 年の文部科学省における「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」にて、委員の 1 人である五神前総長は、社会変革の原動力である国立大学の経営裁量の自由度を高め、機能を拡張する手段の一つとして、国立大学法人の長期借入・債券発行に係る要件緩和を主張してきた。長期借入・債券発行の対象事業について、直接的な収入が確実に見込める事業に加え、国立大学における世界最高水準の教育研究機能を飛躍的に向上させるために必要な、大学全体の収入で償還できる見込みのある土地等の取得にまで広げるべきとした。その結果、2020 年 6 月に「国立大学法

人法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行され、同施行令第八条第四号の新設により、長期借入・債券発行に係る要件が緩和されるに至った。

東京大学は、2021 年度に藤井総長のもと、目指すべき理念や方向性をめぐる基本方針として、UTokyo Compass「多様性の海へ：対話が創造する未来」を打ち出した。「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という多面的な3つの視点（Perspective）を基本理念に掲げ、3つの視点と「自律的で創造的な経営力の確立」の観点から、20 の目標とそれらに関連付けられた行動計画を定めている。真摯な対話の実践を通じて、より良い未来社会を実現すべく学知を創出し、幅広い社会との協創を生み出すことを目指している。

JCRは、東京大学が産学官民のあらゆるセクターと連携して地球規模の社会・環境課題に対処すべく、知識集約型社会およびSDGsに資する教育・研究機能の強化を図っていることを確認した。またその中で、専門的知見を有する「東京大学未来ビジョン研究センター」を中核に据えたFSIを立ち上げ、「登録プロジェクト制度」や「東京大学FSI事業」等を推進していることを確認した。以上より、東京大学では経営層が社会的課題等を優先度の高い重要課題と捉えていると、JCRは評価している。またJCRは、東京大学が本フレームワークにつき、専門部署との協議を踏まえて明確な選定基準等を構築し、資金調達担当理事の決裁を以て策定していることを確認した。

## ■評価結果

JCRは本フレームワークについて、JCRソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした結果、「JCRソーシャルボンド・フレームワーク評価」を“Social 1(F)”とした。本フレームワークは、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を満たしており、SDGsおよび日本政府のSDGsに対する具体的施策にも合致すると考えられる。

【JCRソーシャルボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ソ シ ャ ル 性 評 価	s1(F)	Social 1(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s2(F)	Social 2(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s3(F)	Social 3(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外
	s4(F)	Social 4(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外
	s5(F)	Social 5(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・丸安 洋史

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、ソーシャルファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券等の資金使途の具体的な社会貢献度および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券等につきソーシャルファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券等が社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、社会に及ぼす改善効果について責任を負うものではありません。ソーシャルファイナンス・フレームワークにより調達される資金が社会に及ぼす改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、評価の対象である調達資金にかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価**：本フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Social1(F)、Social2(F)、Social3(F)、Social4(F)、Social5(F) の評価記号を用いて表示されます。

### ■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド発行支援者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会オブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル